



労働政策研究報告書 No. 193

2017

JILPT : The Japan Institute for Labour Policy and Training

---

---

# ドイツにおける集团的労使関係システムの現代的展開 －その法的構造と規範設定の実態に関する調査研究

労働政策研究・研修機構

# ドイツにおける集团的労使関係システムの現代的展開

## －その法的構造と規範設定の実態に関する調査研究

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

## まえがき

現代日本の集団的労使関係システムにおいては、企業別に組織された労働組合が中心であるなかで、その組織率は年々低下傾向をみせており、また組合が使用者側と締結する労働協約も、労働条件決定システム全体のなかの存在感は希薄化しつつある。また、近年の労働法政策においては、長時間労働の是正や同一労働同一賃金などに代表されるように、どちらかといえば個別的労働関係法上の問題が、ホット・イシューとなりつつある。

しかしながら、我が国においては憲法 28 条によって労働組合こそが労働者代表の中心に位置付けられ、労働条件決定システムにおいても、労働協約には国家法に次ぐ上位規範としての地位が付与されている。また、上記のような個別的労働関係法上の政策についても、その実施や制度設計に当たって、集団的労使関係システムは決して無関係ではありえない。

このようにみてゆくと、現在にあって「集団的労使関係システムの再構築」というテーマに取り組むべき必要性は、いささかも失われておらず、近い将来、立法政策の現場においても正面から議論の俎上に上ってくる可能性がある。そしてそうであるとすれば、日本の問題状況や検討すべきポイントを相対的に浮かび上がらせるためにも、日本とは異なる形での集団的労使関係システムを持つ諸外国の現状を、法制度面のみならず、実態にまで立ち入って、正確にフォローしておくこともまた、中長期的かつ基礎的研究課題としては、価値があるように思われるのである。

このような問題意識のもと、本報告書は、産業レベルと事業所レベルにおいて二元的な形での労使関係が形成されてきたドイツを採り上げ、同国における集団的労使関係システムの現代的な展開を、包括的に、かつ可能な限り実態レベルにまで踏み込んだ形で描き出すことを目的とするものである。具体的には、産業レベルでの労働協約システムと事業所レベルにおける従業員代表システムの法的構造、および両システムの関係(とりわけ、「分権化」問題)、更に労働協約システムに関する最近のドイツの法政策やそれをめぐる議論動向などについて、現地でのヒアリング調査や、実際の労働協約などの資料分析をも用いつつ、検討を行っている。

本報告書が多くの人々に活用され、今後の労働法政策に関わる政策論議に役立てば幸いである。

2017 年 3 月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
理事長 菅野和夫

## 【執筆者紹介】

やま もと よう た  
山 本 陽 大

独立行政法人 労働政策研究・研修機構研究員（労働法専攻）.

同志社大学大学院法学研究科博士課程（後期課程） 満期退学.

<主な著作> 『労働政策研究報告書 No.172・ドイツにおける解雇の金銭解決制度 - その法的構造と実態に関する調査研究』（労働政策研究・研修機構、2015年）、「産業別労働協約システムの国際比較」日本労働研究雑誌 652号（2014年）、「解雇の救済方法」土田道夫＝山川隆一〔編〕『労働法の争点』（有斐閣、2014年）82頁

### 【ヒアリング調査対象者一覧】

本研究における知見の一部は、筆者が2012年～2016年にかけて、ドイツにおいて、関係当事者（行政機関、労働組合、使用者団体、事業所委員会委員および研究者・弁護士）を対象に実施したヒアリング調査に基づいている。ご多忙のなか、筆者のヒアリングに応じてくださった、下記のヒアリング対象者の方々には、この場を借りて、心より御礼申し上げる。

（調査対象機関）	（ヒアリング対象者）
連邦労働社会省（BMAS）	Thomas Kühl 氏
	Alexander Schahatit 氏
	Jörn Bötter 氏
	Tim Stoltenberg 氏
	Christian Riechert 氏
	Lutz Nimmerjahn 氏
ドイツ労働総同盟（DGB）	Marta Böning 氏
	Frank Zach 氏
金属産業労働組合（IG Metall）ダルムシュタット地区本部	Jochen Homburg 氏
金属産業労働組合バーデン - ヴュルテンベルク地区本部	Kai Burmeister 氏
統一サービス産業労働組合（ver.di）	Norbert Reuter 氏
D 社 S 事業所事業所委員会	Jürgen Werner 氏
B 社 F 事業所事業所委員会	Uwe Weißberg 氏
ドイツ使用者団体連合（BDA）	Margrit Nölke 氏
	John F. Schilling 氏
	Anita Schmitz-Witte 氏
	Kerstin Plack 氏
	Martin Kumstel 氏
	Jupp Zenzen 氏
ドイツ人材派遣使用者団体（BAP）	Fabian Reichelt 氏
	Alexander Barz 氏
	Elna M. Irnsperger 氏
金属連盟（Gesamtmetall）	Karsten Tacke 氏
ヘッセン州金属産業使用者団体（Hessenmetall）	Peter Hampel 氏
	Frau Ehlers 氏

経済社会研究所 (WSI)	Nadine Absenger 氏
	Manuela Maschke 氏
	Reinhard Bispinck 氏
	Thorsten Schulten 氏
	Martin Behrens 氏
ハーゼ&リーバークネヒト法律事務所	Kersten Haase 氏

### 【ヒアリング調査協力者】

また、上記・ヒアリング調査の実施にあたっては、毛塚勝利・中央大学教授（当時）、榊原嘉明・名古屋経済大学准教授に同行いただいたことで、貴重なご助言をいただきながら進めることができた。また、在ドイツ日本大使館の平岡宏一・一等書記官（当時）および清野晃平・一等書記官には、ヒアリング先へのアポイントをはじめ、多大なご助力を賜った。各位には、この場を借りて、厚く御礼を申し上げます。

# 目 次

## 分 析 編

序章	1
第一節 本研究の目的	1
第二節 研究の方法と本報告書の構成	3
<b>第一章 ドイツにおける労働協約システム</b>	<b>6</b>
<b>第一節 歴史的形成過程</b>	<b>6</b>
1 労使関係の史的形成	6
2 労働協約法制の史的形成	9
<b>第二節 労働協約システムの憲法的基礎</b>	<b>10</b>
1 基本法 9 条 3 項	11
(1) 個別的団結の自由	11
(2) 集団的団結の自由	11
ア 存立保障	12
イ 活動の自由の保障	12
2 “協約自治”の保障と機能	12
3 協約自治に対する制約（介入）問題	14
4 消極的団結自由の保障	14
<b>第三節 協約締結当事者論</b>	<b>15</b>
1 労働組合	15
(1) 法的要件	15
(2) 現状と課題	17
ア ドイツの労働組合	17
イ 組織率の低下	18
ウ 専門職労働組合の台頭	20
2 個別使用者	22
3 使用者団体	22
(1) 法的要件	22
(2) 現状と課題	23
ア ドイツの使用者団体	23
イ 協約からの逃避	23
ウ 「協約に拘束されない（OT）メンバー」の増加	24
<b>第四節 協約（団体）交渉の構造</b>	<b>26</b>

1	団体交渉法制	26
2	産業別労働組合 - 使用者団体間での協約交渉	26
	(1) 産業別労働協約 (団体協約・広域協約)	26
	(2) 企業関係の団体協約	28
3	労働組合 - 個別使用者間での協約交渉	29
<b>第五節 労働協約の法的効力</b>		29
1	協約拘束力と協約の援用	29
2	規範的効力と適用範囲の重複問題	32
	(1) “協約競合” 状態	32
	(2) “複数協約” 状態	33
3	規範的効力の例外	34
	(1) 開放条項と協約優位原則 (遮断効) の範囲	34
	(2) 有利原則	36
	(3) 余後効	37
4	一般的拘束力宣言制度に基づく拡張適用	38
	(1) 制度概要	38
	(2) 利用状況	39
5	最低労働条件設定機能の拡大	40
<b>第六節 ドイツにおける労働協約の実態</b>		42
1	労働協約の種類	42
2	産業別労働協約に基づく労働条件規整の実態	44
	(1) 採用・試用期間	44
	(2) 労働時間	45
	(3) 賃金	47
	(4) 年次有給休暇	50
	(5) 解雇	51
<b>第七節 産業別労働協約システムの変容</b>		52
1	ドイツ労働協約システムの伝統的特徴	53
2	協約拘束率の低下	54
	(1) 労使団体組織率の低下	55
	(2) 一般的拘束力宣言制度の機能低下	55
3	労働条件規整権限の「分権化」	57
	(1) 1990年代以降の展開	57
	(2) 違法な分権化問題	58
4	「一事業所一協約」の動揺 - 協約単一原則の放棄	60



第八節 労働協約システムをめぐる最近の法政策	61
1 2013年11月27日「連立協定」	61
2 一般的拘束力宣言制度の改正	64
3 法定最低賃金制度の導入	65
(1) 議論の経緯	65
(2) 制度概要	66
4 協約単一原則の立法化	68
5 “協約自治の強化”をめぐる議論	69
(1) 法定最低賃金制度について	70
(2) 協約単一法について	72
第九節 本章での検討結果	74
<b>第二章 ドイツにおける従業員代表システムと「分権化」問題</b>	<b>77</b>
<b>第一節 事業所内従業員代表法制</b>	<b>77</b>
1 歴史的形成過程	77
2 事業所委員会の設置と運営	80
(1) 選挙手続	80
(2) 事業所委員会の設置状況	82
(3) 事業所委員会の運営	84
ア 組織体制	84
イ 一般的任務	85
ウ 定例職場集会	86
エ 懇談時間・苦情処理制度	86
オ 使用者との定期協議	87
カ 費用負担	87
キ 身分保障制度	88
3 共同決定と事業所協定	88
(1) 事業所委員会の共同決定権	89
(2) 事業所協定の法的効力	91
(3) 事業所協定の締結プロセス	92
4 事業所委員会と労働組合との関係	92
(1) 相違点	92
(2) 労働組合の優位性	94
<b>第二節 事業所委員会と事業所内労働条件規整の実際 - 金属電機産業を例に</b>	<b>95</b>
1 事業所委員会の実際 - D社S事業所の例	96

2	事業所内労働条件規整の実際	97
(1)	就業規則	98
(2)	賃金規整における事業所委員会の役割	100
ア	産業レベルでの規整	101
イ	事業所レベルでの規整	103
ウ	小括	107
<b>第三節</b>	<b>現代ドイツにおける「分権化」問題の実相</b>	<b>107</b>
1	産業別労働協約における開放条項の実際	108
(1)	金属電機産業	108
(2)	小売業	110
(3)	銀行業	110
(4)	建設業	111
(5)	交通・運輸業	112
2	事業所レベルでの柔軟な労働条件規整の実態	
	-D社S事業所事業所委員会の例	113
3	若干の分析	114
<b>第四節</b>	<b>本章での検討結果</b>	<b>115</b>
<b>第三章</b>	<b>ドイツにおける企業別労働協約をめぐる法理論と実態</b>	<b>118</b>
<b>第一節</b>	<b>序説</b>	<b>118</b>
<b>第二節</b>	<b>企業別労働協約をめぐる法理論</b>	<b>119</b>
1	個別使用者の協約締結能力と社会的実力の要否	119
2	使用者団体への加盟と個別使用者の協約締結能力	120
3	企業別協約締結禁止条項の効力	121
4	企業別協約締結を求める争議行為の適法性	122
5	平和義務との関係	123
6	小括	124
<b>第三節</b>	<b>企業別労働協約の実際</b>	<b>124</b>
1	大規模企業における企業別協約 - フォルクス・ワーゲン社の例	125
2	中規模企業における企業別協約	126
(1)	統計から	126
(2)	ヒアリング調査から	127
<b>第四節</b>	<b>本章での検討結果</b>	<b>129</b>

## 終章

第一節 主な事実発見	130
第二節 集团的労使関係システムをめぐる国際比較	133
第三節 結びに代えて	141
1 ドイツからの示唆	141
2 今後の検討課題	142

## 補論：ドイツにおける派遣労働と労働協約システム

第一節 派遣労働と労働協約	144
第二節 派遣労働をめぐる規範設定の実態	146
1 派遣労働者の労働条件規整	146
2 派遣先事業所における派遣労働の利用にかかる規範設定	149
第三節 派遣労働をめぐるドイツ労働法政策の現代的展開	151
1 派遣上限期間の再規制	151
2 均等待遇規制の強化	153
3 今後の展望	155

## 資料編

### 産業別労働協約

I 金属電機産業	160
(i) 一般労働協約	160
(ii) 年次有給休暇協約	188
(iii) 賃金基本協約	192
(iv) 賃金・職業訓練報酬協約	221
II 小売業	228
(i) 一般労働協約	228
(ii) 非現業労働者に関する賃金協約	245
(iii) 現業労働者に関する賃金協約	251
III 銀行業	257
(i) 一般労働協約	257
(ii) 賃金協約	275
IV 建設業	277
(i) 連邦枠組協約	277
(ii) 最低賃金協約	307

(iii) 賃金・職業訓練報酬協約	310
(iv) 13ヶ月目の賃金の保障に関する協約	316
<b>V 交通・運輸業</b>	<b>321</b>
(i) 近距離交通・運輸業協約	321
(ii) 添付資料1：近距離交通・運輸事業所における労働者の格付け - 賃金規定	344
(iii) 添付資料2：賃金（月給額）テーブル	351
(iv) 添付資料4：雇用保障協定	351
<b>VI 派遣労働</b>	<b>356</b>
(i) 一般労働協約	356
(ii) 賃金基本協約	365
(iii) 賃金協約	366
(iv) 金属電機産業における労働者派遣に関する割増金協約	368
<b>事業所協定</b>	
I D社S事業所における就業規則	372
<b>企業関係の団体協約</b>	
I バーデン - ヴュルテンベルクのD社拠点における18%基準の廃止に関する補充的労働協約	380
<b>関係法令</b>	
I ドイツ連邦共和国基本法	382
II 事業所組織法	382
III 労働協約法	397
IV 最低賃金法	403
<b>参考文献</b>	413